

○見積書に押印は必要でしょうか。

回答 押印は必須ではありません。

○事業計画書（予算書）に該当するものがないのですが、代替できる資料はございますでしょうか。

回答 令和4年度の事業、予算規模がわかる資料をご提出ください。

○印刷・発送等、グループ会社への委託を検討している場合、委託会社の企業情報等も必要でしょうか。
また、委託の場合の制限（上限金額等）等はございますでしょうか。

回答 本事業の委託契約では、委託業務のうち、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託することはできません。その他の業務についても県への事前承認が必要になります。

なお、募集要項4参加者資格に記載のとおり、複数の企業・団体等での共同による企画提案も可能です。その場合は共同提案する企業・団体等について指定し書類をご提出願います。

○正本の考え方につきまして、現状上記見積書の質問を除き、捺印が必要な書類は思い当たらないためすべて印刷物での提出になりますが、問題ないでしょうか？

回答 差し支えありません。

○製本の方法に制限はございますでしょうか？（片面印刷のみ、ホッチキス止めは無し、等）

回答 提出書類の製本方法に制限はありません。

○直近の決算額につきまして、何を指すか（売上もしくは純利益等）ご教示いただけますと幸いです。

回答 団体概要書の予算規模（直近の決算額）欄は、提案者の総事業費を記載いただくことを想定しています。

別途、添付を求めています令和3年度事業報告書（決算関係書類）と整合性がとれた金額を記載してください。